

2025 年 9 月 30 日
商 工 中 金

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は商工中金をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、商工中金は政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けて、下記の通り手形・小切手の取扱いを変更いたします。

手形・小切手の電子化は、コスト削減、事務負担軽減、紛失・盗難のリスク低減などさまざまなメリットがあります。今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、お客さまにおかれましては、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

1. 変更内容

- (1) 手形・小切手最終振出期限を 2026 年 9 月 30 日（水）といたします。

※2022 年 1 月 4 日～2026 年 3 月 31 日に商工中金より販売した未使用の手形・小切手は、一定の条件を満たすものにつき、ご希望に応じて買戻しすることを検討しております。詳細については、後日当金庫ホームページにてご案内します。

- (2) 当金庫以外の金融機関を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付を 2027 年 3 月 30 日（火）で終了いたします。

※入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金・定期預金等各種預金を含みます。

2. 手形・小切手の代替サービスについて

商工中金では手形・小切手の代替サービスとして、「商工中金ビジネス Web」や「Web でんさいサービス」をご用意しておりますので、お客さまには、電子決済手段への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

※商工中金ビジネス Web・Web でんさいサービスのご案内⇒[リンク](#)

ご利用にあたっては、商工中金所定の審査があります。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

【ご参考】当金庫の手形・小切手電子化に向けた取組み

手形・小切手をお受け取りのお客さま

	2025年4月～2026年3月	2026年4月～2027年3月	2027年4月～
入金			他行を支払地とする手形小切手の 預金入金扱い受付終了（2027年3月30日）
支払地：他行	入金可能		入金不可
支払地：当金庫	入金可能		
代金取立			手形・小切手の取立受付停止 （2027年4月）
支払地： 他行・当金庫	取立可能（期日が2027年3月末までの手形・小切手）		取立不可

手形・小切手を振り出しされるお客さま

	2025年4月～2026年3月	2026年4月～2027年3月	2027年4月～
発行・振出		当座勘定からの手形・小切手の発行受付終了（2026年3月末）	
		手形・小切手の最終振出期限（2026年9月末）	
	発行依頼可能 （2026年3月末まで）	発行不可	振出不可